

第 1 0 次浜中町行政改革大綱

【令和 6 年度～令和 8 年度】

浜 中 町

第10次浜中町行政改革大綱

I はじめに

1 行政改革の経緯と必要性

本町は、平成8年に策定した「浜中町行政改革大綱」を始まりとし、これまでに9次にわたって行政改革大綱を策定してきました。この間、事務事業の見直しや職員定員及び給与の適正管理、財政健全化、町民との協働のまちづくりなど、効率的・効果的な行政運営に努め、社会情勢や多様化する行政ニーズに的確に対応し、町民の満足度をより高める行政サービスを提供できるよう、行財政改革を推進してきました。

しかし、町政を取り巻く環境は、少子高齢化の進展などによる人口減少、それに伴って基幹産業の担い手不足なども懸念され、町の財政収入の安定的な確保が難しくなってきました。また、社会保障関連費用、公共施設やインフラなどの更新費用の増大が避けられないなど、これまで同様の行政サービスを提供することが厳しい状況が見込まれます。そういった状況を背景に、行財政運営においては、町民福祉の向上や地域課題への対応について、町民と行政が共に考え、「地域とともに歩む創意に満ちたまちづくり」を推進することが益々重要になってきております。

令和5年度をもって第9次浜中町行政改革大綱の計画期間が終了となったことから、持続可能な行財政運営に向け「第10次行政改革大綱」を策定し、継続的に行政改革に取り組んでいきます。

この新たな行政改革大綱はこれまでと同様、町民誰もが安心して暮らせるまちづくりを進めるため、多様化・高度化する住民ニーズに適応できる行政サービスの提供を軸としています。そのために、公正・公平性・透明性をこれまで以上に高め、積極的に地域や町民との共創によるまちづくりを推進し、時代の変化に即したより効果的な行政運営を進めていくことが重要であります。

2 直面する諸課題

(1) 人口減少社会への対応

我が国の人口減少は急速に進行し、本町においても生産年齢人口の減少や急激な過疎化が産業やコミュニティなど、地域社会に大きな影響を与えることが懸念され、それに向けた対策は喫緊の課題であります。

本町は、人口の将来推計や目標数値などを示す「浜中町人口ビジョン」、人口減少対策の方向性や具体的な施策を示す「浜中町創生総合戦略」を策定し、様々な施策を展開してきました。

今後も行政の各種計画等との整合性を図り、産業における担い手対策や雇用創出、子育てしやすい環境の整備、福祉や医療の充実、住環境の整備など、横断的な施

策により、すべての町民が安心して暮らし続けることができる環境づくりが求められます。加えて、町外からの移住者や外国人労働者などの受け入れ体制の整備も必要であります。

さらには、持続可能な地域づくりを推進するために、国連が提唱し国も取組を進めている「持続可能な開発目標（SDGs）」の考え方を取り入れた地域づくりを進めていくことも念頭に置かなければなりません。

（２） 地域と行政との共創

情報化やグローバル化によりライフスタイルなどが大きく変化し、価値観が多様化・高度化する今日、地域課題もまた多様化しています。こうした地域課題の解決には行政のみならず、地域住民や地域コミュニティなどとの連携が不可欠であります。

本町は、これまで自治会・町内会、各関係団体等との連携を図りながら、地域と行政が一体となってまちづくりを進めてきました。

しかし、ライフスタイルの多様化や核家族化に伴い、人と人との繋がりが希薄化することで地域コミュニティ活動が衰退し、地域力の低下が懸念されます。地域コミュニティは、個人や家族だけでは解決できない課題を共助、相互扶助により解決に持っていく大変重要な役割を担っており、特に近年では災害等を契機に、共助社会の重要性が再認識されています。

本町ならではの個性豊かなまちづくりを推進するため、地域コミュニティ活動が円滑に継続し、かつ地域と行政が共にまちを創るための新たな仕組みづくりが求められています。

（３） 行財政の的確な運営

本格的な人口減少社会の到来により、本町もこれまで以上に厳しい状況の中で行財政運営をしていかなければなりません。本町はこれまで、9次にわたる行政改革大綱を策定し、安全かつ良質な行政サービスの提供と財政健全化などに取り組んできました。

しかし、地方分権が進む中、多様化・高度化する住民ニーズに対応するためには、より柔軟かつ効率的な行政サービスの提供が求められます。また、限られた財源を効果的、重点的に投資する必要があります。そのため、公正・公平性・透明性を一層高めつつ、時代の変化に適応した行財政運営を進める必要があります。

3 第6期浜中町まちづくり総合計画と行政改革大綱の位置づけ

本町の人口減少は、さらに進行することが予測されており、これが地域経済の縮小、社会保障費の増大、社会活力の低下など、地域社会に大きな影響を及ぼすと考えられます。人口減少を最小限に食い止める施策の展開を図り、行財政運営の仕組みを変革していくことが益々重要となっています。

本町は、令和2年度から令和11年度までを計画期間とする「第6期浜中町まちづくり計画」を策定しました。6つの基本目標と35施策の大綱を推進することで、人口減少や地域創生などの課題に柔軟に対応し、将来像「笑顔輝く共創のふるさとを 未来へ自然とともに生きる 豊かな大地と海のまち はまなか」の実現を目指します。

本町の行政改革大綱は、本総合計画の6つの基本目標のうち「第6章 基本目標6 地域とともに歩む創意に満ちたまちづくり」に寄与するものと位置付けられます。

II 行政改革の基本的視点

1 開かれた行政運営の展開

地方分権の進展に伴い、地方自治体が果たすべき役割と責任が増す中、より機能的な組織機構の確立が必要となります。そのため、限られた人材が有効的に機能し、迅速かつ柔軟な対応ができる組織機構の見直しを進め、適正な事務事業の執行はもとより、職員の資質向上と住民サービス提供者としての意識高揚を図らなければなりません。

その上で、公正な情報公開、広報広聴活動の展開を図り、町民にとって身近でわかりやすい、開かれた町政を推進します。

2 地域等との連携、共創のまちづくり

町民との共創のまちづくりを推進するため、自治会・町内会、各関係団体等との連携を密にした行政運営を展開します。

また、町民との厚い信頼関係と力強いパートナーシップを構築し、それぞれの役割を踏まえた上で、互いに連携しながら行政課題の解決に取り組みます。

3 効率的・効果的な行財政運営

本格的な人口減少社会の到来により、本町もこれまで以上に厳しい行財政運営が予想されます。これまで、9次にわたる行政改革大綱を策定し、安全かつ良質な行政サービスの提供や財政健全化に取り組んできました。引き続き、長期的視点のもと、時代の変化に即した効果的な行財政運営を進めます。

III 行政改革の計画期間

⇒本大綱の計画期間は、令和6年度から令和8年度の3ヵ年とします。

IV 行財政改革の推進事項

1 事務事業の見直し

限られた財源と人員で、最大限の住民サービスを提供するためには、事務事業の簡素化・合理化を進める必要があります。そのためには、多くの事務事業の見直しを図るとともに、行政関与の必要性や効果などを十分に検討し、実施すべき施策の選択が必要不可欠となります。

(1) 事務事業の再編・整理

事務事業については、今後において効果の薄いもの、不必要と判断されるものを絶えず統廃合や転換などを行い、住民生活に必要で効果的であるよう、常に再編・整理に努めます。

① 既存事業の見直し

ア 全ての事務事業を行政が担う必要性の有無、実施主体のあり方について事務事業の内容及び性質に応じて仕分けし検討する。

- ・行政、地域、住民のうち、どこで担うのが望ましいか
- ・地域、住民、受益者などの負担は適正か
- ・地域、住民の連携によって解決できる案件はないか

- イ 全ての事務事業を検証し、今後の方向性を考える。
 - ・事業の当初目的は達成されているか
 - ・住民ニーズを的確に捉えているか
 - ・過剰な行政サービスになっていないか
 - ・民間等によって提供されているサービスではないか

ウ 複数の課に存在する類似事業の統廃合

② 新規事業の取り組み

- ア 事業目的や内容の精査と明確化
- イ 行政の担うべき事業か否かの検証
- ウ 期待される事業効果
- エ 人員確保や財源対策との整合性

③ 経常経費削減の徹底

経常経費の削減については、第9次浜中町行政改革大綱を継承し、予算編成において常にゼロベースから見直す基本姿勢にのり、さらなる抑制に努めます。

④ 業務の合理化を促進

D Xの推進に基づく事務の効率化や高度化、質的な向上を目指し、デジタル化による申請手続きの利便性やサービス向上を図り、業務の合理化を進めます。

(2) 業務の民間委託や指定管理者制度の活用

行政運営の効率化と住民サービス向上の視点のもと、事業効果が最大限に発揮されるよう、経済効果等も評価しながら、事業の実施主体に柔軟性を持たせることが必要です。

委託事業については、対象事業、選定基準、事業効果、契約条項などの透明性を図るとともに、個人情報保護や守秘義務の確保に十分留意し、必要な措置を講じることとします。民間委託等の実施状況については、委託先や委託理由の公表等を実施するものとします。

本町が指定管理者制度を活用した施設の管理運営は現在、「霧多布湿原センター」「霧多布温泉ゆうゆ」で行っています。今後、住民サービスの向上や施設管理の経費削減なども考慮しながら、引き続き他施設における導入についても検討するものとします。

(3) 地方公営企業の経営健全化

地方公営企業が将来にわたって公共の福祉を推進していくためには、様々な環境の変化に適切に対応し、地方公営企業のあり方を絶えず見直していくことが不可欠です。

このような状況の中、地方公営企業の持続性・安定性のある経営を目指し、効率的な事業を進めるため、水道事業経営戦略及び下水道事業経営戦略、浜中町水道ビジョンで掲げる事業の推進を図ります。また、災害に強い上下水道システムを構築し、公営企業としての基盤強化を図りながら、一層の自立強化と経営安定化に努めます。

(4) 地域等との連携、共創のまちづくり

本町のまちづくりを推進する上で、自治会・町内会等のコミュニティ組織やN P O法人ほか各団体との連携を図るとともに、積極的な町民参加を推進する必要があります。

ります。地域課題はもちろん、刻々と変化する住民ニーズに対応するため、時機に応じた効率的な行政サービスを提供していく必要があります。

そのためには、職員個々の意識改革が図られる職場環境づくりが求められるといえます。

① 共創のまちづくりに向けた体制づくり

地域住民をはじめ、各種団体や事業者などと行政とが相互の役割や責任を共通理解した上で、より連携が深められる体制づくりを進めます。

② 町民参加の推進

共創のまちづくりという概念に対する町民の意識付けや発想の転換を促しながら、町民と行政とが対話する機会を設け、お互いに情報共有できる機会の創出に努めます。さらに、事業運営における「計画・実行・評価・改善」のいずれの段階においても町民が参画できるような環境づくりに取り組みます。

③ 町民分権の推進

自治会・町内会、特定非営利団体、ボランティア団体等がそれぞれの役割分担のもと、共創のまちづくりを推進するため、町から町民への「町民分権」により、住民自治の推進に努めます。

(5) 出先機関等の検証

浜中支所、茶内支所については、適切な維持管理に努めながら支所の施設機能を維持するとともに、住民の利便性を十分に考慮した行政サービスの提供に取り組みます。

証明書等のコンビニ交付の実施については、費用負担の課題とともにマイナンバーカードの取得率も関係してくることから、今後の動向を注視し、継続的な調査・検討を進めていきます。

保育所については、児童数の減少により、将来を見据えた適正配置や保育サービスを継続的に協議します。

(6) 空校舎等の利活用

小学校統合による空校舎の後利用については、浜中町廃校施設利活用検討委員会等により、住民福祉の向上につながる活用を随時協議検討します。

(7) 住民福祉への対応

急速な高齢化に伴う無免許者の増加などから、生活に欠かせないバス路線の維持は必要不可欠であります。今後も浜中町地域公共交通活性化協議会との連携のもと、町営バスの運行をはじめ、将来的な地域公共交通網形成の協議検討を進めます。

2 職員の定員管理及び人事評価制度などの推進

(1) 職員の定員適正化

職員の定員管理については、再任用職員や会計年度任用職員を含め、人件費の全体的抑制と事務事業の効率化を図るため、必要最低限の職員数で運用することを基本とします。加えて、65歳までの定年延長（定年の年齢は経過措置あり）が施行されたことから、役職定年後の職員を含めた職員の定員適正化に取り組みます。

昨今、地方公務員の人材難が顕著な状況であることから、特に人事管理においては、新たな行政ニーズに的確に対応できる体制を維持するため、各部署の事務事業の見直し、さらには組織機構の合理化などを進めます。また、民間委託や業務のデジタル化により、業務量に応じた適正な人員配置を行うことで、さらなる職員の定員管理を推進します。

(2) 人事評価制度の実施

本町の人事評価制度については、各部署における組織目標と職員個々の個人目標の設定を基本に、組織全体で評価基準等の平準化が図られるよう継続的な取り組みを進めます。

また、職員の業務遂行能力や資質の向上に寄与すべく、人事評価の処遇への反映に関する研究を重ね、本町の人事評価制度の確立を目指します。

(3) 多様な人材の確保

地方分権や男女共同参画型社会の推進など、社会情勢の変化に的確に対応する行政運営が求められることから、能力のある多様な人材を確保するため、競争試験制度を基本に、新規学卒者だけではなく民間経験者等の社会人も念頭に、職員採用を検討することとします。

- ① 民間経験者等、資質と能力のある人材の登用
- ② 退職職員の職務経験や知識を効果的・効率的に活用する再任用制度の運用

(4) 職員の研修機会の充実

職員については、新採用職員から管理職まで、多様かつレベルの高い研修機会の提供に努めます。特に、地方自治事務を担い得る職員を育成するため、政策形成能力や創造的能力、法務能力等の研修機会を重視します。

また、時代とともに変化し続ける行政ニーズに対応し、職員の意識改革や知見の向上に繋げることを目的に、常に計画性を持った実務研修や自己啓発研修を展開します。

- ① 釧路町村会や北海道職員研修センターなどが実施する研修への積極的参加
- ② 本町が独自に実施する研修機会の充実

3 電子自治体の推進

電子自治体（※注1）に係る業務・システム全体を最適化するために、ICT（情報通信技術）を活用した業務改革に継続的に取り組みます。

⇒システムの運用管理については、北海道自治体情報システム協議会及び北海道電子自治体運営協議会（HARP協議会）などとの連携のもと、計画的に事務事業のシステム化、ネットワーク化、行政手続のオンライン化、共同アウトソーシング等の推進を図り、窓口のデジタル化の検討を進めます。

また、住民基本台帳ネットワークシステム、公的個人認証サービス、総合行政ネットワークシステムなどの利活用に積極的に取り組むとともに、「浜中町情報セキュリティポリシー（平成15年8月策定）」に基づき、より一層情報セキュリティの確保に努めます。

（※注1） 電子自治体：インターネット等の活用による質の高い行政サービスの提供と、事務事業の見直しによる行政の簡素・効率化を目的に、自治体が情

報化を推進することです。行政手続きのオンライン化、電子入札など。

4 自主性・自立性の高い財政運営の確保

(1) 財政の健全化

町税をはじめとする一般財源の収入が伸び悩む状況の中、限られた財源を有効に活用し、新たな行政ニーズに的確に対応していくため、行政関与の必要性、受益と負担の公平性の確保、効率・効果などを十分に考慮した上、事業の実施・未実施を決定し、健全な財政運営を推進します。

① 自主財源確保に向けた取り組み

浜中町町税等収納対策委員会において、滞納者対策等を効果的に行うほか、町税等の不誠実滞納者に対する特別措置に関する条例、釧路・根室広域地方税滞納整理機構の活用による徴収率の向上に努めます。

② 税外収入の確保

公有地や未利用町有地の売却、受益者負担の適正化などにより財源確保についても積極的に取り組みます。

浜中町債権管理条例に基づく債権管理の適正化と効率化を図り、町民負担の公平性及び財政の健全性を確保します。

(2) 補助金の整理・合理化

団体等への補助金については、今後も引き続き経費負担のあり方や事業効果などを精査するとともに、要綱等による交付目的の明確化、交付基準の適正化を図り、補助金の固定化及び既得権化を抑制します。

① 当初目的を達成したものや必要性が低いものなどについては、廃止、縮減、統合、終期の明確化などの整理・合理化を行います。

② 補助金の効果的活用を図るため、新規の補助金については、原則としてサンセット方式（※注1）を導入し、適正な執行を図ります。

（※注1） サンセット方式：一定の期間または定期的に対象事業の見直しを行い、継続の必要性が確認されない限り、その補助金等を廃止すること。

(3) 投資的経費の見直し

公共事業などの投資的経費については、第6期浜中町まちづくり総合計画実施計画に基づき、事業内容や効果の精査を常に行い、事業費等の圧縮に関する検討を行います。

(4) 公共工事のコスト縮減等

公共工事については、今後とも効率化及びコスト縮減を図るとともに、入札、契約について、情報公開などの適正化に資する取り組みを進めます。

(5) 公共施設の整備更新・管理運営

既存の公共施設については、より快適な環境を提供できるよう適正な維持管理に努めるとともに、利用促進等を図る観点から需要の分析を行います。

また、公共施設の整備や更新にあたっては、引き続き長期的に有効活用が図られる

よう施設機能、運営方法、利用見込、維持管理経費などを多角的に分析します。
また、必要な公共施設については、指定管理者制度活用の検討を進めます。

5 行政ニーズへの的確な対応が可能な組織づくり

少子高齢化、環境問題への対応、地方分権の推進など新たな行政課題とともに多様な住民ニーズに応えるためには、より横断的で機動性に富み、柔軟な組織を構築する必要があります。

昨今、職員の増員は難しい状況であることから、限られた人員で住民ニーズに応じていくためには、職員の職務と職責を明確化し、住民にわかりやすく効率的な組織を形成しなければなりません。

(1) 効率的な行政システムの構築

政策・施策・事務・事業について、P D C Aサイクルによる正当性や妥当性の検証を行うことにより、事務事業等の増減や再編・統合などを実施し、それに合わせた組織編制を検討します。

(2) 簡素で迅速に対応できる組織体制の確立

災害発生時、選挙事務、統計調査、イベントなど、一時的に多くの人員が必要な場合において、柔軟な対応ができる組織体制を構築します。

(3) 職員の業務執行能力の向上

地方分権社会の進展や人口減少対策に対応するため、行政に求められる業務は増加しており、研修・研鑽の推進のもと職員の政策形成能力や管理・指導能力の向上を図ります。

また、組織の横断的な総合調整や戦略的な政策決定を果たす行政機能を強化し、新たな課題に的確かつ機敏に対応できる体制を形成します。

6 公正の確保と透明性の向上

地方分権の推進にあたっては、個性豊かな地域社会の形成に向け、公正の確保と透明性の向上、住民参加の拡充がより一層求められています。

開かれた町政を実現し、町政に対する住民の信頼をより確保するため、情報公開の推進など常に説明責任を果たせる公正で透明な行政運営に努めます。

(1) より開かれた行政の推進

広報誌、ホームページ、防災行政無線、庁舎内デジタルサイネージなど、情報発信手段をフル活用し、迅速かつタイムリーできめ細かな行政情報の発信に努めます。

また、各懇談会等の開催、町民からの意見集約など、広聴活動を充実させるとともに、浜中町情報公開条例に基づき、公正かつ公平で透明性のある情報公開に努めることで、行政の説明責任を明らかにし、町民が常に評価できる仕組みづくりを整えます。

さらに、行政への地域要望等を随時受け入れられる体制づくりを維持するとともに、要望に対して各部署が連携のもと適切な対応に努めます。

7 災害に強いまちづくりの推進

自然災害は、いつ起きるか分からないことを常に念頭に置き、いかに被害を最小限に食い止めるかという「減災」の視点から、被災しても人命が失われないことを最優先とする危機管理体制を確立するとともに、関係機関等との連携強化を図ります。特に津波災害については「津波避難対策緊急事業計画」に基づき、避難困難地域における人命を救うことを重点とした津波避難施設等の効果的な事業展開を図ります。

また、被災後は、行政自らが被災し資源制約がある条件下で非常時優先業務を適切かつ迅速に実施する必要があるため、業務継続計画（BCP）の実効性の向上に努めます。